指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17027	UDトラックス SKG－USZ1 F24	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
17028	UDトラックス SKG－USZ2 F24	〃	〃
17029	UDトラックス SDG－USZ4 F24	〃	〃
17030	UDトラックス SDG－USZ5 F24	〃	〃
17031	UDトラックス SKG－UTZ2 F24	〃	〃
17032	UDトラックス CBF－USQ1 F24	〃	〃
17033	UDトラックス CBF－USQ2 F24	〃	〃
17106	UDトラックス SKG－UTZ3 F24	〃	〃
17540	UDトラックス TKG－USZ1 F24	〃	〃
17541	UDトラックス TKG－USZ2 F24	〃	〃

○北陸地方整備局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十六日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	妙高市大字梨木字樋爪二〇三番一から同市大字乙吉字廿分二〇八番二四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月十六日

○北海道開発局告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十六日

北海道開発局長　澤田　和宏

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　函館圏都市計画道路事業三・三・二十二号放射四号線及び三・五・八十八号山の手日吉通

三　事業施行期間　自平成二十四年七月十二日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十四年度北海道開発局告示第七十四号の事業地のうち北海道函館市日吉町四丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

答弁書受領

十二月十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大熊利昭提出私立大学等改革総合支援事業、私立大学の公共性、内部統制ならびに補助金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出安倍晋三内閣における在勤基本手当に係る改革に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出安倍晋三内閣における外務省在外職員の健康管理休暇制度に係る改革に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出安倍晋三内閣における外務省在外職員の子女教育手当に係る改革に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出安倍晋三内閣における外務省在外職員の住居手当に係る改革に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出安倍晋三内閣における外務省在外職員の配偶者手当に係る改革に関する質問に対する答弁書

衆議院議員林宙紀提出被災地の道路損傷に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出陸上幕僚監部運用支援・情報部別班（別班）に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出診療報酬の不正受給への地方厚生局の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出与党幹事長のいわゆる「テロ発言」に対する安倍晋三内閣の見解等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火騒動に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出東京都知事が五千万円を無利子無担保で借り入れたことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約についての質問主意書に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約についての質問主意書に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約についての質問主意書に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する質問に対する答弁書

通知書受領

十二月十日内閣から衆議院議員柚木道義提出医薬部外品並びに化粧品の副作用報告制度にかかる予算措置に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十五年十二月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員柚木道義提出ナノバイオ技術開発のための技術基盤の開発支援の必要性に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十五年十二月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員柚木道義提出無人偵察機「グローバルホーク」の導入と我が国の国防情報の保全に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十五年十二月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員小川淳也提出行政改革に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十五年十二月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員柚木道義提出医薬部外品並びに化粧品の審査体制強化に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十五年十二月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。